

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは翌日)

目 次

◇規 則
鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

◇告 示
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

豚等の移入の禁止

豚等の移入の禁止の解除

土地改良事業計画の適否の決定(十件)

都市計画の決定に係る案の縦覧

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇選管告示
選挙管理委員会の招集

規 則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則(昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の第二号中「年二・五パーセント」を「年三パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の規定は、昭和五十五年六月二十日から適用する。

3 昭和五十五年六月二十日前において改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十一号

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則（昭和四十一年十一月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「百三十三万六千円」を「百五十万円」に改める。

第五条中「年四パーセント」を「年四・二五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第一号の規定は、昭和五十五年九月三十日以後に鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号）別表第三に規定する部門経営開始資金（以下「部門経営開始資金」という。）の貸付けの決定を受けた者に係る農村青年経営安定資金について適用し、同日前に部門経営開始資金の貸付けの決定を受けた者に係る農村青年経営安定資金については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第五条の規定は、改正前の鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき昭和五十五年五月一日以後に利子補給について知事の承認の行われている農村青年経営安定資金について適用し、同日前に利子補給について知事の承認の行われている農村青年経営安定資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第六千六百号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
平 尾 光 宏	鳥 国 薬 第 四 三 七 号	昭和五十五年十月八日
西 村 和 子	鳥 国 医 第 一、五 四 三 号	"
谷 本 浩 一	鳥 国 医 第 一、五 四 四 号	"
澤 田 博 明	鳥 国 医 第 一、五 四 五 号	"
大 橋 基	鳥 国 医 第 一、五 四 六 号	"

野坂美仁	鳥国医第二、五四七号	
水津長子	鳥国医第二、五四八号	
		〃

鳥取県告示第七号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）
 第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるお
 それがある物品の移入を禁止する区域を、次のとおり指定する。

昭和五十五年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

福島県西白河郡及び耶麻郡の区域

鳥取県告示第八号

昭和五十五年十月鳥取県告示第九百四号（豚等の移入の禁止について）
 は、廃止する。

昭和五十五年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九号

昭和五十五年八月四日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（本高地
 区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地
 改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において
 準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
 間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十号

昭和五十五年八月二十六日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（瀬
 田蔵地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十一号

昭和五十五年八月二十六日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（滝山地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十二号

昭和五十五年九月十一日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（長山地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十三号

昭和五十五年九月十六日付けで岩美町から申請のあつた土地改良(岩井地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十四号

昭和五十五年九月十六日付けで岩美町から申請のあつた土地改良(高山地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十五号

昭和五十五年九月十六日付けで佐治村から申請のあつた土地改良(梨原地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十六号

昭和五十五年九月十六日付けで西伯町から申請のあつた土地改良(福成地区農業用河川工作物応急対策)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり

告示する。

昭和五十五年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十七号

昭和五十五年九月二十九日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良(今吉地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十八号

昭和五十五年九月二十九日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良(富吉地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十五年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画自動車ターミナル

第一号 鳥取バスターミナル

二 都市計画を決定する土地の区域

鳥取市東品治町

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一六番地 鳥取市役所

四 縦覧期間

昭和五十五年十一月十一日から同月二十五日まで

鳥取県告示第千二十号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十五年十一月二十七日から施行する。

昭和五十五年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の表の株式会社鳥取銀行の項中

野一丁目 鳥取県立白兔養護学校

を

末恒支店	鳥取市美萩
末恒支店	鳥取市美萩
鳥取北支店	鳥取市

野一丁目 鳥取県立白兔養護学校

に改める。

西品治

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十七号

昭和五十五年第十四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十五年十一月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日時 昭和五十五年十一月十七日(月)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

(1) 昭和五十六年度選挙常時啓発事業計画について

(2) 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の有効期限について

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。】